

令和元年度事業計画

I 基本方針

建築士法に位置づけられた法定団体として課せられている責務を果たし建築士事務所の適正化を図り、社会的地位の向上に資すると共に、建築文化の発展並びに東日本大震災の復興に尽力することを基本方針とする。

II 事業計画

1. 重点事項

- (1) 東日本大震災の復興に関する各種支援事業の推進を図る（継続1）。
- (2) 熊本地震復興のための熊本県地域型復興住宅推進協議会への支援を行う。
- (3) 住宅市場技術基盤強化推進事業を推進する（継続6）。
- (4) 地域材を活用した木造復興住宅の推進及び中大規模木造設計者の育成を行う。
- (5) 会員増強と組織強化を図る。

2. 東日本大震災の被災支援に関する事業「(一社)岩手県建築士事務所協会・(一社)日事連・建築復興支援センター関係」(継続1)

震災復興に寄与するよう各種支援事業を積極的に実施する。

- (1) 岩手県地域型復興住宅等の推進支援を行う。
- (2) 被災者の住宅相談に関する支援を行う。
- (3) 復興に向けた建築士事務所の技術力向上に対する支援を行う。
- (4) 復興まちづくりや各種防災イベントに対する支援を行う。
- (5) 建築行政の復興施策推進への協力・支援を行う。

3. 指定事務所登録機関関係

知事指定建築士事務所登録機関として、建築士事務所協会事務所登録等事務規程及び事務所登録等事務取扱要領等に基づき、建築士事務所登録等関係事務を行う。

4. 総務委員会関係

震災復興支援並びに各種事業の推進に積極的に取り組む。

- (1) 岩手県マッチングサポート制度を運営し被災者支援を行う。
- (2) 適合証明登録事業として登録業務を行う。
- (3) 木造住宅の耐震化を図るため木造住宅耐震診断事業を行う。
- (4) 会員増強及び組織の強化に取り組む。
- (5) 日事連建築賞の実施に係る応募の促進を図る。

5. 教育・情報委員会関係

建築士事務所の社会的な地位の向上並びに建築士事務所及び所属建築士の資質の向上を図ると共に震災復興に資するため各種講習会等を実施する。

- (1) 管理建築士講習及び建築士定期講習の実施及び受講促進を図る。
- (2) 知事指定による建築士事務所の管理研修会の実施及び受講促進を図る。
- (3) 木造建築に係る技術者の育成を行う。
- (4) 開設者及び所属建築士の資質や技術向上、震災復興に係る講習会を実施する。
- (5) 建築士事務所憲章の周知を図る。

6. 業務・技術委員会関係

各種技術講習の実施及び新告示（第98号及び第670号）による業務報酬基準及び工事監理ガイドラインの周知徹底、震災復興のための技術の向上、日事連の各種調査協力並びに建築士事務所賠償責任保険の加入促進を図る。

- (1) 各種技術講習及び震災復興のための講習会並びに会員への情報提供を行う。
- (2) ㈲日事連サービスとの連携による建築士事務所賠償責任保険加入促進を図る。
- (3) 建築士法改正に基づき官民発注者側への報酬基準の遵守を要請する。

7. 広報・渉外委員会関係

建築士事務所協会の社会的な役割・存在意義について周知を図ると共に、震災復興のため各種広報活動を行う。

- (1) 会誌「まがりや」発行事業として、機関誌を刊行する。
- (2) 会員名簿を発行する。
- (3) ホームページの充実及び会員への情報の提供の充実を図る。
- (4) 建築士事務所キャンペーン事業を実施する（継続3）。
- (5) 賛助会員との連携を強化し、各種PRの充実を図る。
- (6) 必要に応じ各種要望・陳情を行う。

8. 青年・女性委員会関係

建築士事務所の後継者育成のための研鑽と社会貢献を行う。

- (1) 日事連全国大会での青年話創会へ参加する。
- (2) 青年・女性建築士の交流と研鑽のための研修会を実施する
- (3) 行政及び協会各事業への参加と支援を行う。

9. 公共建築関係

公共建築の設計監理等に関する業務の進歩改善と適正な執行を確保し、建築技術の向上に資するため次の事業を行う。

- (1) 公共建築の設計監理の適正化と進歩改善を図る。
- (2) 「いわて公共建築フォーラム」を開催する（継続5）。

- (3) 公共建築にかかる建築工事積算マニュアル(RIBC対応)及び建築工事技術資料等を作成頒布する。
- (4) RIBCに関する技術支援を行う。

10. 岩手県建築設計サポートセンター事業（継続4）

改正建築士法の全面施行に伴い、構造設計・設備設計等の円滑な実施支援に加え、震災復興のための対応の充実に図り幅広くサポートする。

- (1) 構造・設備一級建築士等の紹介を行う。
- (2) 指定確認検査機関・適判機関等に関する苦情の受付及び対応をする。
- (3) 建築基準法・建築士法等の相談窓口の紹介を行う。
- (4) 耐震改修等の相談に応じる。

11. 苦情相談事業（継続2）

自律的監督体制の確立と建築主等の保護のため、建築士法第27条の5に基づく苦情解決業務を行う。

12. 耐震診断・耐震改修相談事業

建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴い、耐震診断、耐震改修の円滑な推進のため、建物所有者等の相談に応じる。

13. 既存住宅状況調査に係る相談事業

宅建業法改正に伴い、既存住宅状況調査に係る相談窓口を設置し、住宅居住者等からの問い合わせに対応する。

14. 行政庁との連携、協力

- (1) 東日本大震災の支援要請に積極的に協力する。
- (2) 行政庁で行う各種施策及び行事に対する連携、協力を行う。
- (3) 災害公営住宅の建設に協力する。